

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議 題 説 明 書

地域振興課

議題名：	令和3・4年度横浜市消費生活推進員の推薦について
【内容】	<p>横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和1・2年度委嘱の方々任期が令和3年3月31日をもって満了となります。</p> <p>つきましては、引き続き令和3・4年度の横浜市消費生活推進員事業を実施いたしますので、自治会町内会からの消費生活推進員候補者への推薦に御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>・任期 令和3年4月から令和5年3月までの2年(再任は2回までで、合計6年間の活動が可能)</p> <p>・募集対象者 令和3年4月1日現在、20歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。</p>
【例年あげている議題か？】	2年ごとをお願いしているもので、前回は平成30年11月区連会にてお願いしました。
【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】	各自治会町内会から1名を目安に「令和3・4年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書」を令和3年2月26日(金)までに地域振興課に御提出ください。
【その他、注意することなど】	

問合せ先

担当部署 地域振興課

担当者名 岡部

TEL. 866-8416 FAX. 864-1933

經消第 475 号
令和2年11月1日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和3・4年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和1・2年度委嘱の方々の任期が令和3年3月31日をもって満了となります。

つきましては、引き続き令和3・4年度の横浜市消費生活推進員事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴自治会町内会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただくようご依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 松崎・金子
電話 671-2584
FAX 664-9533

令和3・4年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦・公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。
- ・今回の募集は令和3年4月から令和5年3月までが任期となります。
- ・再任は2回までです。合計6年間の活動が可能です。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

- ・地域と協力して、消費者被害未然防止のための予防知識など安全な消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発や、地域の高齢者の見守り活動への参加など、安全な消費生活を目指した活動、消費者と事業者の交流促進などを行います。
- ・原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

- ア 推進員相互の情報交換等
- イ 研修への参加
- ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和3年4月1日現在、20歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。候補者の事情等に御配慮いただき、選出をお願いします。

※なお、平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は、対象になりません。（平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。）

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

7 提出期限

令和3年2月26日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和3年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 その他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集ちらしをご覧ください。

横浜市消費生活推進員推薦の流れ

11月 下旬	連合会町内会 ↓	自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12月 ～ 2月26日	自治会町内会 ↓	* 候補者の選出 ⇒ 候補者の事情等にご配慮いただき選出をお願いします。 (2人以上の場合は用紙を区役所地域振興課に請求願います) * 候補者推薦書に自治会町内会名、会長名の記入
	候補者 ↓	* 候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	自治会町内会 ↓	* 2月26日(金)までに候補者推薦書を、区役所地域振興課にご提出願います。 (自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい)
3月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知

提出・問合せ先

区名	電話番号	FAX	住所	担当者
戸塚区 地域振興課	866-8416	864-1933	戸塚区戸塚町16-17	岡部

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。



(C) YUKI ISHII

**令和3・4年度
横浜市消費生活推進員候補者推薦書**

(提出先)
横浜市 長

令和 年 月 日記入

***印のみ自治会・町内会長がご記入ください。**

	* 地区名
* 自治会・町内会名	
* 会長氏名	

次の方を横浜市消費生活推進員として推薦します。

☆以下は候補者本人がご記入ください。

☆	ふりがな																							
	氏名																							
	住所	〒																						
	電話番号																							
<p>消費生活推進員の経験は？(該当する番号すべてに○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 今回初めて</td> <td style="width: 50%;">8 平成19・20年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>2 令和1・2年度に経験した</td> <td>9 平成17・18年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>3 平成29・30年度に経験した</td> <td>10 平成15・16年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>4 平成27・28年度に経験した</td> <td>11 平成13・14年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>5 平成25・26年度に経験した</td> <td>12 平成11・12年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>6 平成23・24年度に経験した</td> <td>13 平成9・10年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>7 平成21・22年度に経験した</td> <td>14 平成7・8年度に経験した</td> </tr> </table> <p>消費生活での関心事は何ですか？(最も関心のある番号に○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 悪質商法等契約関係</td> <td style="width: 50%;">5 商品・サービスの安全性</td> </tr> <tr> <td>2 クレジット、カード</td> <td>6 IT化・インターネット関係</td> </tr> <tr> <td>3 食の安全</td> <td>7 金融サービス</td> </tr> <tr> <td>4 環境・リサイクル</td> <td>8 その他 ()</td> </tr> </table> <p>年代(該当するものに「レ」を入れてください。)</p> <p> <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上 </p>			1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した	2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した	3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した	4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した	5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した	6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した	7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した	1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性	2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係	3 食の安全	7 金融サービス	4 環境・リサイクル	8 その他 ()
1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した																							
2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した																							
3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した																							
4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した																							
5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した																							
6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した																							
7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した																							
1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性																							
2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係																							
3 食の安全	7 金融サービス																							
4 環境・リサイクル	8 その他 ()																							

※ 戸塚区役所地域振興課へ2月26日(金)までにご提出願います。

(FAXでのご提出でも結構です。)

住所 〒244-0003
戸塚区戸塚町16-17
戸塚区役所地域振興課
FAX 864-1933

個人情報には次の目的でのみ利用しそれ以外の目的の利用はいたしません。

- ①会員相互の連絡用名簿
- ②自治会町内会及び令和1・2年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)へ情報提供

横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在約1,350人の消費生活推進員の方が、地域で熱心に活動していらっしゃいますが、令和3年3月の任期満了に伴い令和3・4年度の消費生活推進員を募集します。

自分のために、誰かのために、地域のために…仲間と一緒に活動しませんか？



(C) YUKI ISHII

消費者被害
が増大して
ます！！

電子マネーなど
キャッシュレス
時代を反映した
被害

複雑化する
商品や
サービス

高齢者被害
の増加

手口が
巧妙化する
悪質業者

消費生活推進員は

このような活動を行っています

買い物をして料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、実は身近なことなのに理解できていないことも…。消費者トラブルを未然に防ぎ、地域の皆さんの安全でより良い「消費生活」をサポートすることを目的として、お住まいの地区ごとに、区ごとに活動をしています。

◆研修会で知識を身につける

市や区役所で開催する研修や講座で、消費生活の知識や悪質商法の手口を、分かりやすく無料で学びます。

◆悪質商法未然防止など啓発講座を開く

高齢者のための給食会や、PTAなどの集まりで紙芝居やビデオ講座をひらきます。

◆地域の高齢者などの見守り

地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報を伝えます。

◆情報発信・広報活動

地区の活動や消費生活の情報を、地域・区のイベントへの参加や情報紙を発行してお知らせします。

◆環境にやさしい取組、事業者との意見交換

環境配慮の学習会、施設見学、商店街・生産農家などと意見交換をして知識を深め情報を伝えます。



消費生活推進員のハマ子さん

<p>ある日</p> <p>ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。</p> <p>①</p>	<p>数日後</p> <p>この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。</p> <p>② 民生委員さん</p>
<p>そうだ！</p> <p>来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。</p> <p>③</p>	<p>後日談</p> <p>啓発講座をやって私も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ！</p> <p>④</p>

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。

経済局消費経済課
☎045-671-2584